

令和 2 年第 3 回奥州市議会臨時会付議事件

(令和 2 年 5 月 11 日)

- 議案第 1 号 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める
ことについて
- 議案第 2 号 令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分に関し承
認を求めることについて
- 議案第 3 号 奥州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 5 号 令和 2 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 報告第 1 号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告につい
て

議案第 1 号

奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること
について

奥州市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決第16号

専 決 処 分 書

奥州市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 2 号

令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第17号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 3 号

奥州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

奥州市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 5 月 11 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

岩手県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染等をした被保険者に対して傷病手当金を支給する制度を創設したことに伴い、市において行う事務に当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を加えるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

奥州市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奥州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）広域連合条例第4条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 5 号

令和 2 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。
。

令和 2 年 5 月 11 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記